

天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議（第2回）議事概要

1 日時：平成28年10月27日（木）17：00～18：36

2 場所：総理大臣官邸大会議室

3 出席者：

・天皇の公務の負担軽減等に関する有識者会議メンバー

今井 敬	日本経済団体連合会名誉会長
小幡 純子	上智大学大学院法学研究科教授
清家 篤	慶應義塾長
御厨 貴	東京大学名誉教授
宮崎 緑	千葉商科大学国際教養学部長
山内 昌之	東京大学名誉教授

・政府側

杉田 和博	内閣官房副長官
古谷 一之	内閣官房副長官補
近藤 正春	内閣法制次長
西村 泰彦	宮内庁次長
山崎 重孝	内閣総務官
平川 薫	内閣審議官

4 議事概要

（1）有識者ヒアリングの実施について

○ 資料1「有識者ヒアリングの実施について（案）」を事務局から説明。

○ この説明に関し、次のような意見が出された。

- ・様々な有識者にきちんとヒアリングを行い、その結果として一つの方向性が出てくることを期待したい。
- ・強いて言えば、ヒアリング対象者に女性が一人しかいないことが気になるが、あまり本件について発言している女性がいないのでやむを得ないか。
- ・一部の専門家の意見だけではなく、一般国民、特に若い層がどう思っているかについて知っておく必要があるのではないか。例えばマスコミの世論調査などをうまく使えないか。
- ・今回の有識者ヒアリングを通じて、その内容が公表されることにより、国民にとっても様々な考え方があることが分かり、国民の理解が進むのではないか。

- ・現在の世論は、陛下のお言葉を受けて「お気の毒」に思う声を反映したものが多くと思われるが、今後この会議で論点整理を行い、それを受けた世論調査を通じて国民の声を把握していくことが大切。
- ・本件に関し、医学的、健康学的観点の有識者の見解も参考になると思う。今回の案件で発言されているこの分野の有識者はあまり見受けられないので難しいのかもしれないが、今後いろいろな可能性も考えてほしい。

○ 有識者ヒアリングの聴取項目、対象者、開催日程及び公開について、資料１のとおり決定された。また、座長から事務局に対し、具体的にどの日にどの方からヒアリングを行うことが可能か、ヒアリング対象者の御予定を踏まえ調整することとし、その際は、論点の比較ができるよう、憲法学等を御専門とされている有識者のヒアリングはできるだけ１日にまとめて調整するよう指示があった。

(2) 説明・自由討議

- 資料２「天皇陛下の御活動の状況及び摂政等の過去の事例」を事務局から説明。
- この説明に関連し、宮内庁から、天皇陛下の御公務の増加については、次のような要因が挙げられるとの補足説明があった。
 - ・平成１３年に副大臣が設けられたこと等によって、認証官任命式で任命される認証官の数が同年以降増加していること
 - ・冷戦終結に伴って、平成に入って世界の国の数が増えたこと、在京の外国大使の数が増えたこと、日本での定例的な国際会議が増加したこと等により、外国要人等とお会いする機会が増加していること
 - ・閣議決定に基づき行われる外国御訪問が増加していること
 - ・戦後５０年、６０年、７０年等の節目節目で、慰霊の旅として、硫黄島、長崎、広島、沖縄、サイパン、パラオ、フィリピン等国内外の激戦地等を訪問されていること
 - ・近年大規模地震や集中豪雨等の大きな自然災害が多発しており、被災地へのお見舞いが増加していること
- これらの説明に関し、次のような質疑応答及び意見があった。
 - ・御活動の見直し事例に関し、皇太子殿下、秋篠宮殿下等にお譲りになるという形の見直しと、お取りやめになるという見直しの両方があるが、どのような基準によるものなのかという質問に対し、宮内庁から、特段の基準等はない、との説明があった。
 - ・天皇陛下の御公務の中には、官庁からの依頼で定例的に行われているものと、災害があったときのお見舞いや慰霊の旅などの両方あると思われるが、見直さ

れたのは前者の方が中心かという質問に対し、事務局から、見直したものは定例的なものに限られる、との説明があった。

- ・ 公的行為は、昭和天皇のときからずっと続いていた行為なのかという質問に対し、宮内庁から、公的行為という概念は、時間をかけて積み重ねによって整理されてきたものであり、どこから始まったかを示すことは大変困難であるとの説明があった。併せて、公的行為として考えられる御活動として、憲法施行直後に行われたものとしては、例えば昭和22年5月3日の憲法施行日に行われた宮内府長官、侍従長の認証官任命式への御臨席、同年に行われた東京都主催の新憲法施行記念第1回都民体育大会への御臨場、あるいは慶應義塾創立90周年記念式典への御臨席等が挙げられること、平成に入って始まった公的行為の例としては、平成5年に始められた国際平和協力隊員等の御接見、平成9年に始められたパラリンピック入賞者等の茶会があることについて説明があった。
- ・ 昭和天皇が57歳のときに行われた行幸啓における御活動の件数が多いとの指摘に対し、宮内庁から、昭和天皇が57歳のときに行われた行幸啓における御活動件数125件については、4月5日から同月18日にかけて、山口、大分、宮崎、鹿児島、熊本、福岡の各県をそれぞれ植樹行事に合わせてお回りになり、その間で63件の御活動を行われたことや、同年10月に、国民体育大会があったときに合わせて、富山、石川、岐阜の各県の状況を御視察になり、39件の御活動を行われたことなどによるものであり、当時は交通事情が非常に悪かったため、1回の地方訪問で色々な地域を回られたことによるものである、との補足説明があった。
- ・ 公的行為について、例えば行幸啓の件数は、昭和天皇は高齢になるとともに減っているが、今上陛下は増えている。公的行為というのは、象徴天皇としてどこまで必要なのかということも、今度のヒアリングで聴いてみたい。
- ・ 宮中祭祀における式年祭はどれくらいの件数になるのかとの質問に対し、宮内庁から、年によっては全くない年もあり、平成27年は式年祭はなかった、との説明があった。
- ・ 天皇の行為の3類型が資料にあるが、「その他の行為」の中でも純粹に私的な行為というのは、実は非常に限られてくるのではないか。今回の会議のテーマは公務の負担軽減等だが、宮中祭祀などその他の行為も含め全体として天皇陛下の負担軽減を考えていく必要があるのではないか。
- ・ 御活動の見直しに関し、お譲りになるものとお取りやめになるものと両方あるが、お取りやめになるというときの判断は、陛下の御年齢とは関係なくお取りやめになるという判断だったのか、代替わりしたときには復活するというのか、という質問に対し、宮内庁から、お取りやめになったものについては、復活を予定していないと思われる、との説明があった。
- ・ 公務の定義が必要だと思われるが、それぞれの代の陛下のお考えで異なるとす

ると一般論での考察は難しい。特に今上陛下は全てを完璧にこなすご主義ではないか。

(3) 今後の進め方

- 第3回会議については、有識者ヒアリングを行うこととし、11月7日14:30から開催することとなった。
- ヒアリングの進め方に関し、ヒアリング対象者全員に同じ質問をして、どうお答えになるか、軸を通してみる必要があるのではないかと指摘があり、事務局から、ヒアリング対象者からは8項目全てについて見解をいただくことを考えている、との説明があった。

(4) 補足説明

- 前回の会議で質問が出された事項について、次のとおり説明があった。
 - ・ 昭和天皇の御闘病を逐一公表した理由は何かという質問に対し、宮内庁から、昭和天皇の崩御前の御闘病の時期において、体温、脈拍数、血圧、呼吸数など、御容体に対する発表を1日に2、3回、連日行っていた理由は、明治天皇や大正天皇の崩御前における御容体の発表形式に倣ったものである、との説明があった。
 - ・ 掌典職が平成の大嘗祭にどのように関与したのかという質問に対し、宮内庁から、大嘗祭は天皇陛下の御即位の後、初めて新穀を皇祖及び天神地祇に供えられ、みずからも召し上がり、国家・国民のためにその安寧と五穀豊穰を感謝し、祈念される儀式であること、掌典職は、宮中祭祀の実施を担当する内廷の職員であるとともに、天皇陛下が内廷費で雇用される職員であり、非公務員であること、この大嘗祭においては、掌典職は他の宮中祭祀と同様に、祭に直接従事し、例えば、悠紀殿及び主基殿に神座を設ける、あるいは、掌典長が悠紀殿及び主基殿で祝詞を申し上げる、神饌を準備し、悠紀殿及び主基殿に運ぶといったことを行ったこと、他方、宮内庁職員はこの大嘗祭を側面的にお手伝いし、例えば参列者の受付や、バス、乗用車の誘導等を行ったことの説明があった。
- この説明に関し、次のような質疑応答があった。
 - ・ 「葬場殿の儀」で祭詞を奏する「祭官長」は掌典職かという質問に対し、宮内庁から、「祭官長」は掌典職ではない旨の説明があった。
 - ・ 例えば、三種の神器には相続税はかからないと聞くが、退位の場合と、これまでの慣例どおりになさった場合とで、様々な制度の適用がどのように違うのか事務局として整理してほしいとの要望があった。